

第23回 知っておきたい年金の話

年金機構が公開している「社会的背景」のあらまし等について紹介します。年金制度設計の基礎である「人は何歳まで生きるか」について「平均寿命」と「平均余命」を説明した後、年金の役割等を述べます。

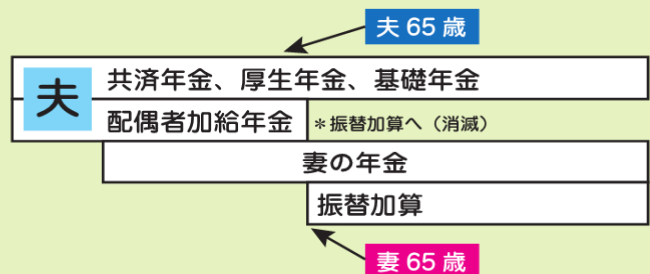
1. 平均寿命（0歳児が平均して何歳まで生きるか）は延びている。
男性；80.21歳←1955年63.60歳
女性；86.61歳←1955年67.75歳
2. 平均余命
（現在65歳の人平均してあと何年生きるか）
男性；約19年つまり約84歳まで生きる。
女性；約24年つまり約89歳まで生きる。
（H25 簡易生命表から）
3. 以上はあくまで平均であり、実際に何歳まで生きるか誰にもわからない。
4. 老後には、一定の生活費が必要となる。

- 65歳で退職後の30年間、世帯で月25万円の生活費を支出する場合の支出の例（金融庁データ）
生活費；9,000万円、医療費・修繕費；1,000万円、介護費；1,000万円
5. 社会的背景と公的年金制度が果たす役割
 - 少子化・核家族化の進行
 - 経済変動や自分の寿命を予測することは困難
 - ▷ 物価や賃金の動向に応じた給付水準の改定
 - ▷ 老齢年金を一生涯受けることが可能
 6. 被保険者等の概数
被保険者；6,700万人、年金受給者；4,000万人、保険料を納付している人；96%

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

第24回 加給年金、年金の加算額について(振替加算)

1. 配偶者が65歳になれば家族が受給できる年金の姿とそれぞれの金額が判明します。自衛隊を退職して再就職した人には、毎年、国共済連合会から年金支払通知書が、厚労省年金局から年金振込通知書が郵送されます。
2. 配偶者（じ後妻と呼称）の年金額は、基本額と振替加算額が記入されています。
3. 年金額を把握するには加給年金、年金の加算額を理解する必要があります。
4. その中で振替加算は夫の共済年金と妻の国民年金が関係するのでやや複雑です。
5. その部分は支払機関が変わるので届け出が必要です。
6. 妻が65歳になるまでは共済年金に配偶者加給年金が特別加算され年金額がプラスされます。
7. 妻が65歳になると上記の加算された年金は消滅します。年金事務所に届け出をすると、上記6項の額よりも少なめの額が振替加算として妻の国民年金に加算されます。
妻が年金を受給し始めるので世帯合計では年金額が増えます。



振替加算の支給漏れ—手続きのすすめ

10年程前に、OB家族に振替加算手続きの漏れが相当数発生しているという話を聞き、陸・海の定年予定者への教育、各種団体のHP、会報、メールなので「振替加算の解説」として普及を図りました。その結果、5年の時効を避けたと日本全国から感謝の手紙が寄せられました。中には、元地方公務員の人、社労士も含まれていました。最近の厚労省の点検でも、106,000人の漏れが判明、そのうち96%が共済組合員であったと公表されました。自衛官の場合、定年後10年以上経た後の処理のため手続きを失念すると思われます。年金決定通知書・年金額変更通知書で確認し疑問に思ったなら年金事務所に行きましょう。関連—第3回家族の年金をチェックしてみよう！

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治